

佐野市運動公園の維持管理に関する業務基準

1 施設・設備等保守点検業務

(1) 消防用設備保守点検

① 定期点検（年1回）

消防法第17条の3の3、消防法施行規則第31条の6の規定に基づく機器点検及び総合点検

② 該当施設

市民体育館（弓道場含む）、野球場、陸上競技場、プール、第1多目的球技場

③ 機器点検を行う設備の種類

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知機設備、非常放送設備、誘導灯

④ 総合点検を行う設備の種類

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知機設備、非常放送設備、誘導灯、配線

(2) 自家用電気工作物の保安全管理業務

① 点検回数

ア 月次点検 電気事業法施行規則に従い行う点検。

イ 年次点検A（年1回） ※実施月の月次点検を兼ねる。

ウ 年次点検B（3年に1回）※実施年の年次点検A、実施月の月次点検を兼ねる。

エ 臨時点検 事故、災害等が発生した場合、又は発生の恐れがある場合等、必要に応じて行う。

② 対象設備

ア 陸上競技場（受電盤6,400V）

配電盤 電灯 フィールド排水 グランド照明等

イ 野球場（受電盤6,400V）

配電盤 照明塔 浄化槽 電灯等

ウ 体育館（受電盤6,600V）

№1 体育館 クラブハウス 警報盤 弓道場等

№2 予備

配電盤 噴水 冷房 アリーナ吸気、排気等

キュービクル 消火栓ポンプ 浄化槽 バッテリー等

（非常用照明117Vあり）

エ プール（受電盤6,500V）

配電盤 電灯 各ポンプ

※ プールの使用開始前にプール電気設備の絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び漏電遮断器の機能試験等の実施

(3) 浄化槽維持管理業務

① 業務範囲

- ア 浄化槽の保守点検に関する業務
- イ 浄化槽の修理、補修、部品交換等に関する業務
- ウ 浄化槽の汚泥引き抜き、清掃に関する業務
- エ 浄化槽法第11条検査

② 対象設備

ア	体育館	合併浄化槽	250人槽	50 m ³
イ	野球場	合併浄化槽	2,595人槽	140 m ³
ウ	陸上競技場	合併浄化槽	380人槽	57 m ³
		単独浄化槽	150人槽	20 m ³
エ	プール	合併浄化槽	580人槽	40 m ³
オ	第2多目的球技場	合併浄化槽	55人槽	10 m ³
カ	弓道場	単独浄化槽	20人槽	3.1 m ³
キ	冒険の森	単独浄化槽	45人槽	7 m ³
ク	クラブハウス	単独浄化槽	30人槽	4.5 m ³

(4) 防火対象物定期点検業務

① 点検業務

消防法第8条の2の2に基づく定期点検（年1回）

② 防火対象物

ア	弓道場	1階	760.00 m ²
イ	プール	1階及び2階	30,560.00 m ²
ウ	陸上競技場	1階及び2階	34,000.00 m ²
エ	野球場	1階及び2階	30,030.00 m ²
オ	体育館	1階	4,130.00 m ²
カ	第1多目的球技場	1階	171.00 m ²

(5) 音響設備保守点検業務

① 点検回数

ア 外観点検（年2回）

損傷、腐食、結線緩みの有無等の調査、清掃

イ 動作・機能点検（年2回）

動作確認及び異常箇所の検出、予防措置

消耗部品劣化の有無、消耗部品の交換

機構系、電気系の調整

ヒューズ、表示ランプ等の点検

スピーカー、スピーカーラインのインピーダンス測定

ウ スピーカー取付状態の目視点検（年1回）

② 対象設備

- ア 体育館音響設備
- イ 陸上競技場音響設備
- ウ 第1多目的球技場音響設備

(6) 襲雷警報器保守点検業務

① 定期点検（年1回）襲雷シーズン前に行うこと

- ア 感知器の点検及び清掃
- イ 受信表示盤の点検及び清掃
- ウ 電池電圧の確認
- エ 信号線の絶縁測定
- オ 消耗部品の交換

② 対象設備

野球場襲雷警報器

(7) 非常用蓄電池設備保守点検業務

① 定期保守点検（年3回）

- ア 外部一般点検【リード線及び接続ターミナルの発錆、緩み、電槽の亀裂、破損及び汚損排気口の汚損の有無、外部より目視得るものに限り極板及びセパレータの湾曲亀裂、組立の状況と位置の適否、電槽内沈殿物体積量の有無、電解液量の有無と沈色状況等】
- イ 外部一般清掃【電槽、導体接続部、排気栓、蓄電池架台、キュービクル等】
- ウ 液面調整【規程液面レベルの調整】
- エ 均等充電【充電電圧、電解液比重及び電解液温度の測定、充電電流の測定】

② 対象設備

ア 体育館非常用蓄電池

電圧108V 容量100Ah／10HR 個数54個

イ 整流器

入力電圧AC3相200V 出力電圧DC100V10A

(8) プール循環浄化装置保守管理業務

① 保守管理業務

ア 始業時機器点検、運転、調整

- ・制御盤各部及び各機器類絶縁等の点検

各機器類及び接続ケーブル類の漏電（絶縁）状態について測定器を用いて点検を行うとともに、その他異常の有無等を確認する。

- ・制御盤、SCV盤、電磁弁盤の点検、運転、調整
- ・循環ポンプ、滅菌機、塩素注入機、附帯タンクの点検、運転、調整
- ・ろ過機、配管及び接続部の点検、運転、調整

- ・起流、噴水、排水ポンプ類の点検、運転、調整
- ・コンプレッサー、塩素貯蔵タンクの点検、運転、調整

※各機器類の点検箇所は、次のとおりとする

各機器装置本体、各配管類、パルプ類及びその接続器具類、各集毛器、各ポンプ、モーター、パッキン類及びその接続機器、各計器類、その他各機器や装置に付帯する各部

イ 使用時中間点検、調整

- ・上記アの点検各機器について作動点検、調整を行う。

ウ 終業時機器点検、使用後処理清掃

- ・各塩素注入機及び附帯タンクの点検、清水通水清掃
- ・循環、起流、各ポンプ水抜き、集毛器清掃
- ・各ろ過機の逆洗、洗浄、点検、水抜き、配管点検
- ・各排水ポンプ作動点検
- ・制御盤点検、電気点検及び遮断
- ・コンプレッサーエア抜き

② 主要機器

ア ろ過機 6台（{φ2,100×H1,525} × 5台、{φ1,700×H1,525} × 1台）

イ 循環ポンプ 6台（11kw × 5台、7.5Kw × 1台）

ウ 滅菌機 6台（0.03kw × 7台）

エ 流水プール用起流ポンプ 4台（15kw × 4台）

オ 噴水ポンプ 1台（3.7kw）

カ 排水ポンプ 6台（3.7kw × 2台、0.25kw × 4台）

キ 塩素貯蔵タンク 1台（5,000ℓ）

ク コンプレッサー 1台

（９）特殊建築物定期点検業務

建築基準法第12条に基づく定期点検を行うこと。（年1回）

実施対象施設は市民体育館、野球場、陸上競技場、弓道場。

（10）市民体育館アリーナ床面維持管理業務

アリーナの床面について、令和7年度に床面張替え等の大規模工事を行った。年に1～2回程度ポリッシャーによる洗浄や適宜清掃等を行うこと。床面の保護のため適切な点検・修繕等を行い利用に支障の無いよう管理すること。

（11）市民体育館トレーニング器具維持管理

市民体育館トレーニング室の器具については、指定管理期間の初年度（令和9年度）に器具を入れ替えることになるため、適切な保守点検・修繕を行い利用に支障の無いよう管理すること。

(12) 第1・第2多目的球技場人工芝メンテナンス業務

ロングパイル人工芝の点検を行うこと（年1回）

点検内容

- ・人工芝表層の異物を除去する。
- ・パイルを含む表層充填層を掘り起こし、パイルを起こす。
- ・ゴムチップの補充とレベリング専用機による充填材表層の攪拌及びレベリング作業並びに整地を行い、クッション性の回復と高さの調整を行う。

(13) 陸上競技場計時計測機器保守点検業務

公益財団法人日本陸上競技連盟が定める陸上競技場公認に関する細則に基づき、陸上競技場の写真判定室の計時計測機器の点検を行うこと。（年1回）

・点検内容

ア 写真判定装置

動作試験、カメラヘッド及びCCU分解清掃、グラウンド配線チェック

イ 写真判定用スタート信号器（Y0式）

Y0式スタート発信装置の動作試験、分解清掃、附属ケーブル導通試験

ウ 写真判定用スタート信号器（全自動）

全自動フラッシュピストルの動作試験及び分解清掃

エ 写真判定用スタート信号器（ケーブル）

スタート信号ケーブルAorBの動作試験及び導通試験

オ 写真判定用スタート信号器（Pケーブル）

ピストル信号出力ケーブルの動作試験及び分解清掃

カ デジタル風速計

デジタル風速計の点検及び動作確認

キ スターター拡声器装置

7メガホンの点検及び音声明瞭度、実通達距離確認

ピストルケーブル及びY0式VTRケーブルについては、断線予防保全措置としてケーブル切りつめ再結線を行うこと。

ク その他機器について点検等を行う。

(14) ボイラー保守点検

① 点検場所

市民体育館、陸上競技場、第1・第2多目的球技場、プール

② 点検内容

消費性格製品安全法に基づく法定点検及び社団法人日本ガス石油機器工業会（JGKA）が設定した点検を行うこと。（年1回）

(15) 空調機器保守点検

フロン排出抑制法に基づく点検

- ① 点検場所
市民体育館、陸上競技場、第1多目的球技場・第2多目的球技場、プール
- ② 点検内容
 - ア 簡易点検（年4回）
目視点検【異音、損傷、腐食、錆び、油にじみの確認等】
 - イ 定期点検（3年に1回）
有資格者による目視点検、間接法、直接法等

(16) 運動施設等保守管理

- ① 日常整備・点検
各運動施設等について、日常的に整備・点検を行い、利用に支障の無いよう管理を行う。点検の結果、異常が発見された場合は、利用禁止などの措置を取り、利用者の安全を確保し、速やかに修繕を行うこと。
- ② 対象施設
 - ア 市民体育館（トレーニング機器含む）
 - イ テニスコート
 - ウ 野球場
 - エ プール
 - オ 陸上競技場
 - カ 第1・第2多目的球技場
 - キ 弓道場
 - ク 冒険の森
 - ケ エントランス広場
 - コ ちびっこ広場
 - サ 公園内遊具
 - シ ヘルスビート
 - ス 公園内各池及び噴水
 - セ その他園内附属設備

(17) その他施設・設備保守点検業務

その他の施設・設備についても日常的に整備・点検を行い、運動公園の機能と環境を良好に保つよう管理を行う。

2 衛生管理に関する業務

(1) 施設清掃

運動公園内の運動施設、トイレ及び都市公園トイレ等について日常清掃・定期清掃を実施し、運動公園の美観・清潔を保持する。

(2) プール清掃

プール始業前に総合的に清掃を行い、開園に備える。開園期間中についても随時清

掃を行い、快適に利用できるよう努める。

(3) 雨水排水施設の清掃

側溝及び排水柵・雨樋等、排水機能に支障がないか点検し、必要に応じてごみの除去や泥上げ等の作業を行うこと。

樹木の落葉が溜まることにより、施設の排水機能を妨げ雨漏り等を引き起こす原因となるので、施設の健全な維持管理のため清掃を定期的に行うこと。

(4) ごみ処理

収集したごみの分別を行い、適切に保管すること。また、収集したごみは事業系一般廃棄物として処分すること。

(5) 池の清掃

園内の池については、適宜、水の汚れなど勘案し、清掃作業及び除草作業を実施し、運動公園の美観・清潔を保持する。

(6) その他

利用者に危害を加える恐れのある蜂やカラスの巣等の撤去を行う。また、台風、大雨及びゲリラ豪雨等の後は枝が折れたりする場合があるので、必ず確認し、適切に処理すること。

3 植物管理に関する業務

(1) 芝生植栽維持管理

① 定期管理

敷地内の芝生・植栽（藤棚含）について定期的に芝刈、除草、施肥、除草剤・消毒剤散布、剪定等の管理を行う。

② 日常・随時管理

日常的に除草、落ち葉清掃等が必要となる時期については、芝刈・除草・清掃等を必要に応じて行うこと。また、競技エリアの芝生については、利用に支障のない状態を維持すること。

③ 対象部分

ア 体育館 芝生：2,200 m²

イ 中央園路 芝生：1,901 m²

ウ 弓道場 芝生：301 m²

エ 野球場 芝生：10,944 m²（外野 7,402 m²、ファールグラウンド 904 m²、外野スタンド 2,620 m²）

オ 第1多目的球技場外周 芝生：2,289 m²

カ 第2多目的球技場外周 植栽：2,290 m² 芝生：367 m²

キ 陸上競技場 植栽：123 m² 芝生：12,800 m²（インフィールド 8,402 m²、アウトフィールド 2,338 m²、芝生スタンド 2,060 m²）

- ク 陸上競技場外周 植栽：4,207 m² 芝生：5,641 m²
- ケ 陸上競技場の北側から西側の法面 植栽：5,563 m²
- コ 多目的広場 植栽：1,390 m² 芝生：4,451 m²
- サ テニスコート 芝生：3,117 m²
- シ プール 芝生：3,162 m²
- ス その他園内の植栽、芝生、垣根

(2) 樹木剪定

① 定期管理

敷地内の樹木（低、中、高木）の剪定、伐採等を行う。なお、園内道路や利用者が歩行する際に支障をきたす枝は随時作業を行う。剪定方法の詳細は「資料3 樹木維持管理共通仕様書」を確認すること。

② 対象部分

運動公園内の敷地約32ha

4 保安警備業務

(1) 日常警備

開館時間中は入退館者のチェックやモニターによる監視、随時公園内の巡回等を行い、防犯・防災に努める。

(2) 防火管理

消防法に基づき防火管理者を選任し、消防計画の作成・訓練の実施等必要な業務を行うこと。

(3) 警備業務

利用時間内に見回り等を行うほか、利用時間外においても自動警報装置（侵入、入退館、火災）による機械警備・巡回警備を実施し、防犯に努めること。

(4) 警備機器保守点検業務

防犯警備、火災監視等に要する機器の保守点検を行う。

5 その他

施設内のAED（本体）については、メーカーの保証期間がきた際には、速やかに交換を行う。また、バッテリーや電極パットの使用期限を確認し、同じく交換を行う。